

II 在宅福祉サービス

1 生活支援サービス

名称	内容	対象者	費用	申込み・問合せ先等
生活支援型 食事サービス	心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らしなどの高齢者に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。	介護保険の要介護状態区分が要介護(1~5)及び要支援(1・2)に該当し、心身の障がい及び疾病等により食事の確保が困難な方で、ひとり暮らし等のため、見守りを必要とする方	1食あたり 668円以内 (ただし、低所得世帯の方に対しては、軽減される制度があります。)	福祉局高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995
介護用品 (紙おむつほか)の 支給	在宅で介護が必要な方を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給します。	介護保険の要介護状態区分が要介護4、5の方、または、要介護3で介護認定調査票の「排尿」か「排便」が全介助の方を在宅で介護する市内にお住まいの家族の方 ※要介護者の世帯・介護者の世帯ともに、市民税が非課税の世帯に限ります。	無料	各区役所 (保健福祉センター) (41~50ページ参照)
<p>【支給方法】 給付決定後に、介護用品と引換可能な給付券と支給品目が記載されたカタログを交付します。 カタログの中から、必要な介護用品を選び指定事業者へ電話・FAX・電子メールのいずれかの方法でご注文ください。</p> <p>【支給品目】</p> <p>①紙おむつ (フラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ) ②尿取りパッド ③清拭剤 ④ドライシャンプー ⑤使い捨て手袋 ⑥介護用スプーン・フォーク ⑦介護用箸 ⑧差し込み式便器 ⑨差し込み式尿器 ⑩防水シート ⑪口腔ケア用品 ⑫食事用エプロン ⑬消臭剤 ⑭とろみ剤</p>				

名 称	内 容	対象者	費用	申込み・問合せ先等
緊急通報システム	<p>急病等の緊急時に対応するため緊急通報システムを自宅に設置し、24時間体制で受信センターが緊急通報を受信し、救急への出動要請、申請時に登録していただいた近隣の協力者への駆けつけ依頼など必要な援助を受けられるようにするとともに、日常生活に関する健康相談に対応します。</p> <p>従来の固定型の緊急通報機器に加え、固定電話を必要とせず、自宅内で持ち運び可能な携帯型の緊急通報機器も導入しています。</p>	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯、同居している方が仕事などで外出するため、1日8時間程度1人となる65歳以上の方など	<p>生計中心者の前年(1月～6月 申請は前々年)所得税が課税の場合は月額858円(※)(生活保護世帯や非課税世帯の場合は無料)</p> <p>※大阪市が委託する見守り機器や緊急通報システムの事業者が変わった場合には、機器や利用料等の変更が見込まれます。</p>	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)

名 称	内 容	対象者	費用	問合せ先
ごみの持ち出しサービス (ふれあい収集)	本市がごみを収集している世帯で、申し出により、ご家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。また、ご希望により、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、環境事業センターから通報するサービスも行っています。	ひとり暮らしの65歳以上の方や65歳以上の方のみの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方	無料	お住まいの地域を担当する環境事業センターへ申し込んでください。 (61ページ参照)

名 称	内 容	対 象 者	問 合 せ 先
<p>やむを得ない事由による措置</p>	<p>やむを得ない事由により、事業者と契約をして介護サービスを利用することが困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、介護保険制度の利用ができるように措置します。</p> <p>【サービス内容(老人福祉法第11条第1項第2号、老人福祉法第10条の4第1項)】</p> <p>①地域密着介護老人福祉施設、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</p> <p>②訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護</p> <p>③通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>④短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</p> <p>⑤小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>⑥認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>⑦複合型サービス(訪問介護等)</p>	<p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において養護を受けることが困難な方で、契約による介護サービスの利用が困難な高齢者等</p>	<p>各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)</p>

2 補助・手当など

名 称	内 容	対 象 者	問 合 せ 先
家族介護慰労金	<p>在宅で介護が必要な方を介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。</p> <p>【支給額】年額10万円</p>	<p>以下の要件のすべてに該当する介護者(家族)の方</p> <p>①要介護者・介護者ともに、1年以上継続して大阪市内に住所(居所)を有すること。 ②要介護者が、既に要介護認定を受け、1年以上要介護4または5に該当すること。 ③要介護者がすべての介護保険サービスを継続して1年以上利用していないこと。(医療機関に入院していない期間も1年以上であること。) ただし、1年間で7日間以内の短期入所(ショートステイ)の利用は差し支えない。 ④要介護者・介護者の属する世帯の全員が、③の期間において市民税非課税であること。 ⑤介護者は在宅で同居して要介護者を現に介護していること。(同一敷地内等の隣地に住んでいる場合は同居と見なすことができる。) ⑥申請後、申請者及び要介護者の家庭を訪問し、介護の実態調査を行うことに同意すること。 ⑦介護者が数人いる場合には、介護者の代表者に支給することに同意すること。</p>	<p>福祉局高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995</p>
生活福祉資金 (福祉資金)	<p>低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立、在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 (技能習得、療養・介護、住宅増改築等) 生活福祉資金については、福祉資金のほか、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金があります。</p>	<p>低所得者、障がい者または高齢者の世帯で、償還見込みのある方</p> <p>※貸付条件は、資金の目的により異なります。</p>	<p>各区社会福祉協議会 (57ページ参照)</p>

名称	内容	対象者	問合せ先
緊急援護資金	生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として貸付を行う資金のことであります。	次のすべてに該当する方 (1) 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方(住民票で3か月以上の居住が確認できること) (2) 生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受け、現に当該給付又は貸付を受けていない方 (3) 生活保護法に基づく被保護者となっていない方(ただし、生活福祉資金の教育支援資金就学支度費(短大・大学)を申請中の方は除きます。) (4) 償還の見込みのある方	各区役所 (保健福祉センター 民生委員・児童委員 業務担当) (41～50ページ参照)
高齢者入浴利用料の割引	大阪市内の高齢者入浴割引事業を実施している公衆浴場で、大阪市から送付する「入浴割引券」を浴場に渡すことで、月2回お好きな日に割引後の料金で入浴できます。	大阪市内に住所を有する70歳以上の方 利用方法:①割引後の入浴料金(現金)②チケット③証明書(敬老優待乗車証・保険証等の住所及び年齢がわかるもの)【コピー可】	福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 電話:6208-8054 FAX:6202-6964
敬老優待乗車証	オオサカメトロが運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス(いまざとライナー含む)を1乗車50円でご利用いただける敬老優待乗車証を交付します。	大阪市内に住所を有する70歳以上の方	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)

Ⅲ 認知症の人への支援

1 認知症の人とご家族を支援する事業

名称	内容	対象者	申込み・問合せ先等
認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期発見・早期対応のため、医師と医療・介護・福祉の専門職からなる認知症初期集中支援チームを、各区1か所の認知症強化型地域包括支援センターに設置しています。このチームは認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護等のサービスの導入・調整や家族支援等の初期の支援を集中的に行い、地域で暮らし続けられるように支援します。「認知症かな?」と感じた時やどのように対応しているのか困った時など、悩まずにご相談ください。	・40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、①又は②に該当する方 ①医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方 ②医療サービスや介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方 ・若年性認知症と診断された方、または疑われている方	お住まいの区の認知症初期集中支援チーム及び若年性認知症相談窓口 (55ページ参照)